

I 作礼荘ホームヘルプサービス 介護予防・日常生活支援総合事業、唐津市の定める報酬額

1. 訪問介護相当サービス

(1) サービス利用料金(月当たり:円)

区 分	適 用	単位数	自己負担額(1割の場合)
予防訪問介護 11	週1回程度の利用が必要な場合 (要支援1, 2 事業対象者)	1,176	1,176
予防訪問介護 12	週2回程度の利用が必要な場合 (要支援1, 2 事業対象者)	2,349	2,349
予防訪問介護 13	週3回程度の利用が必要な場合 (要支援2 事業対象者)	3,727	3,727

(2) その他の加減算

区 分	項 目	単位数	自己負担額(1割の場合)
1. 初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめて訪問介護事業所を利用する場合(新規) ・要介護者が、要支援者の認定を受けてサービスを利用することになった場合 ・過去2か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していなかった場合 	200/月	200円/月
2. 同一敷地内減算	事業所が所在する敷地内の居住者にサービス提供を行った場合		利用料金の10%を減算

(3) 処遇改善加算 (1月当たり:円)

介護職員処遇改善加算(I)	月額合計(基本料+その他加算分)×24.5%
---------------	------------------------

2. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合
